

【3月12日】

参・予算委員会 弘友和夫議員からの質問 大臣答弁

○弘友和夫君

これはこれ以上やりませんが、第三の今度小林千代美衆議院議員に対する疑惑。

これ、札幌地検が三月一日、北海道教職員組合の幹部四人を政治資金規正法容疑で逮捕したと。この事実関係はどういう事件なのか、事実関係を、法務大臣、答えていただきたい

○国務大臣（千葉景子君）

御質問いただきました事案につきましては、本年三月一日、検察当局において、北海道教職員組合の役員及び候補者陣営の資金管理を統括していた者を政治資金規正法違反の事実で逮捕したものと承知をいたしております。

その逮捕事実の概要を申し上げますと、北教組の役員三名についてでございますが、被疑者長田秀樹は北海道教職員組合中央執行委員長代理、被疑者小関顕太郎は同組合書記長、被疑者南部貴昭は同組合会計委員であるが、小林ちよみ合同選挙対策委員会が政党又は政治資金団体ではないのに、平成二十一年八月三十日施行の衆議院議員総選挙に際し、小林千代美候補の政治活動に関して、小関及び南部は同組合の中央執行委員長と共謀の上、平成二十年十二月から平成二十一年五月までの間、三回にわたり当該合同選挙対策委員会の資金管理を統括していた木村美智留に対し現金合計千二百万円を供与した。長田、小関及び南部は共謀の上、同年七月、木村に対し現金四百万円を供与したというものと承知をいたしております。

また、被疑者木村美智留は小林ちよみ合同選挙対策委員会の資金管理を統括していた者であるが、同選挙対策委員会が政党又は政治資金団体ではないのに、平成二十一年八月三十日施行の衆議院議員総選挙に際し、小林千代美候補の政治活動に関して、平成二十年十二月から平成二十一年七月までの間、四回にわたり北海道教職員組合から現金合計千六百万円の供与を受けたという逮捕事実の概要と承知をいたしております。

○弘友和夫君

その千六百万円の前金ですけれども、報道によりましたら、北教組が教務・学年主任など任命する制度に反対し、同教育委員会に返還しようと組合員から集めた主任手当の利息が充てられた可能性があるかと。

そういう主任手当、元々国民の手当として、その教員の方の生活を支えるために支払われている給与の一部だと。これが何でプールされて、五十五億円ですか、どうしてそういうことになっているのか、文科大臣、お答えいただきたい。

○国務大臣（川端達夫君）

お答えいたします。

主任手当は、各学校において教育の調和の取れた学校運営が行われるためにということでの教務や生徒指導、進路指導などの校務について連絡調整及び指導、助言に当たる主任というのが置かれておりました。この部分に関して、主任のうち特に職務が困難である者に対して、特殊勤務手当の一つとして日額二百円程度の教育業務連絡指導手当が支給されており、これがいわゆる主任手当でございます。

当然ながら、これはまさに税をもって賄われていることでありますので、法令で定められた主任制度及び主任手当の支給の趣旨に、この主任手当を拠出するという行為自体は当然ながら主任制度及び主任手当の支給の趣旨に反するものでありまして、国民の教員に対する不信を招きかねないものであること等から、文部科学省としては主任手当の拠出が行えないように教育委員会に指導を行ってきておりました。古くは昭和五十八年に主任制度及び手当の支給の趣旨の徹底についての通知を出し指導を行ってきているところでございまして、こういうことがあってはいけないという指導を行ってきております。

なお、今回の部分はいろいろ報道されておりますが、具体の事実に関しての部分は詳細が把握できておりませんので、そのことについてはコメントを差し控えたいと思っております。

○弘友和夫君

今度は利息で払ったのかどうか、まだ詳細、今からの捜査とかあるでしょうけれども、だけれども、生活の一部として支払われた主任手当が五十五億円もたまっていると。それを、指導してきましたよ、現実たまっているわけですから、そんなことで許されるんですか。国民の税金ですよ。

例えば、利息としてたまったものをそんな裏金というか、今回のような事件になったら、その税金そのものが犯罪に使われたということになるじゃないですか。いかがですか。

○国務大臣（川端達夫君）

一時期、主任手当の拠出運動及びその北海道教育委員会に対しての返還運動というのが行われてきたことは事実でございまして、その都度そういうことは本来の趣旨に反するという指導を行ってまいりました。そういう中で、返還運動というふうな行為自体は、平成十九年六月以降はそういうことが行われておりません。

なお、その分に関しての拠出金がどのようになっているかは詳細が把握できていないことは現実でございます。

○弘友和夫君

私は、こういう問題は、単純に考えれば、要らないというものを、税金返してもら

った方がいいんじゃないかと思うんですけれども、これはいろいろそんな返してもらうわけにいかないという。それだったら、きちっとその個々に渡りするようなことじゃないとこれは問題になる。これは全国的にこういうことが行われたら大変な問題で、それは一回調査を是非していただきたい。

それから、先日来もいろいろ論議になっておりましたけれども、教員の政治的行為について、鳩山総理は川端文科大臣に罰則を設けるように検討するように指示したということですが、きちっと指示されて、これは大きな問題ですよ、ですから、是非そういうことを実現していただきたい。

どういう今段階になっていますか。

#### ○国務大臣（川端達夫君）

この度の事件で、教育にかかわる団体が逮捕者を出したという事態は極めて遺憾なことであり、教育にかかわるという意味で、教育現場あるいは父兄、地域社会に、国民全体に与える影響は極めて深刻だというふうに思っておりますし、同時に、このことでいろいろ報道をされる、先ほど御指摘のこと以外のいろんな報道がされました。そのことを含めて事実関係を早急に調べるように北海道の教育委員会及び札幌市教育委員会に指示をし、今報告を待っているところでございますが、そういう中で、報道されているようなことがあれば、場合によっては法令違反の疑いがあるということで今調査を命じているところであります。

そういう中で、いわゆる十八条の一項では、教育公務員は公務員並みの政治的中立を守るようにということがありますが、御指摘のように第二項において罰則を適用しないということでありまして、ちょっとこの経過は昭和、多分、一年間違えたらごめんなさい、今手元に資料がありませんが、二十八年だったと思っておりますが、国会でのいろんな議論の中で参議院における議院修正としてこの条項が加えられたと。それから以降、いろいろな問題のときに、こういうこの二項の問題が国会でも当然ながら議論になりながら今日に至っているという現状であります。

先般来の予算委員会等の審議を踏まえて、総理から私に対して経過も含めて検討をするようにということでございました。そういう意味では、現に今法令違反を含めてどういう状態が起こっていたのか、いるのかということ調査し、現実をつかむということは今、先ほど申し上げたようにやっていると同時に、過去の議論の経過を含めてしっかりと検証して、どういう議論であるのか、あったのかということも、院の意思としての修正でございまして、そういうことも含めながら検討に着手したところでございます。

これからも学校現場の政治的中立がしっかりと守られなければいけないというのが趣旨だと思いますので、これからも取り組んでまいりたいと思っております。

#### ○弘友和夫君

私は、労働組合、こういう職員団体等、余り規制、規制という方向というのはある

かもしれませんがけれども、しかし、教員の中立性だとかいうのはきちっと本来だったらなっていないといけない。しかしながら、教員が政治活動をするのは当たり前だみたいなことを言われる幹部がおられるわけですから、私はこれはちょっとこういう問題が放置されていたら問題だというふうに思っております。